

大熊町における建築基準に関する指定状況について

◆ 集団規定関係

令和6年9月17日作成

		第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	近隣商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	用途地域の指定のない地域	
建蔽率	(%)	40	60	60	60	60	80	60	60	60	60	
容積率	(%)	60	200	200	200	200	200	200	200	200	200	
絶対高さ制限	(m)	10										
建築物の敷地面積の最低限度	(㎡)	200										
外壁の後退距離	(m)	1.0										
壁面線の指定	(m)	—										
道路斜線	適用距離(m)	20					20					
	勾配	1.25					1.5					
隣地斜線	立上り(m)		20				31			20		
	勾配		1.25				2.5			1.25		
北側斜線	立上り(m)	5	指定無 日影規制が適用されているため 適用外									
	勾配	1.25										
日影規制	対象建築物	軒高>7m又は 階数≥3	建築物高さ>10m	建築物高さ>10m								
	算定地盤面(m)	1.5	4.0	4.0								
	日影規制時間	5~10m	(二)4時間	(二)4時間								(二)5時間
		>10m	(二)2.5時間	(二)2.5時間								(二)3時間
法22条区域		都市計画区域の全域(大川原、野上地区を除く) ※詳細は復興事業課にご確認ください。										

◆ 構造規定関係

地表面粗度区分	Ⅱ or Ⅲ(建設省告示第1454に基づくⅠ、Ⅳの指定はありません)
令87条に定める風速	30m/s
垂直積雪量	30cm(福島県建築基準法施行細則 第18条、第19条)

- 注1 上記は建築基準法に基づく指定状況を表したものです。他の建築制限がある場合があります。建築基準法令に基づいて適切にご利用ください。
- 注2 「大川原地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設」、「下野上地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設」については別途建築制限がかかりますので内容を確認してください。
- 注3 防火、準防火地域の指定はありません。